

別表第1

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格（以下「規格」と K0102の55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38. 1. 1に定める方法を除く）
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格K0102の31. 1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0. 01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0. 05ミリグラム以下	規格K0102の65. 2に定める方法
砒素	検液1リットルにつき0. 01ミリグラム以下であり、かつ、埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地（田に限る。）においては、土壌1キログラムにつき15ミリ以下	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0. 0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未	昭和47年総理府令第66号に定める方法

ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02 ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める 方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002 ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化 ビニル又は塩 化ビニルモノ マー）	検液1リットルにつき0.002 ミリグラム以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方 法
1,2-ジクロロ エタン	検液1リットルにつき0.004 ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロ エチレン	検液1リットルにつき0.1ミ リグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める 方法
1,2ジクロロエ チレン	検液1リットルにつき0.04 ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める 方法
1,1,1-トリ クロロエタン	検液1リットルにつき1ミリ グラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法
1,1,2-トリ クロロエタン	検液1リットルにつき0.006 ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
トリクロロエ チレン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又 は5.5に定める方法
テトラクロロ チレン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又 は5.5に定める方法
1,3-ジクロロ プロペン	検液1リットルにつき0.002 ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める 方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006 ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる 方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003 ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又 は第2に掲げる方法
チオベンカル ブ	検液1リットルにつき0.02 ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又 は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2・又は5.3.2に定め る方法
セレン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める 方法

フッ素	検液1リットルにつき0.8 ミリグラム以下	規格K0102の.34.1に定める方法又は 規格K0102の34.1c(注(6)第3文を除く。) に定める方法(懸濁物質及びイオンクロ マトグラフ法で妨害となる物質が共存し ない場合にあっては、これを省略でき る。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表 6に掲げる方法
ホウ素	検液1リットルにつき1ミリ グラム以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4定める 方法
1,4-ジオキサ ン	検液1リットルにつき0.05 ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げ る方法
水素イオン濃 度	5.8以上 8.6以下であること	規格K0102の12.1に定める方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土壌等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合においてその結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機りんとは、パフチオン、メチルパフチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 水素イオン濃度の測定は、次の操作によるものとする。
 - (1) 乾土20グラム相当量の生土又は風乾細土を100ミリリットルビーカー又はポリ容器にとる。
 - (2) 純水又は塩化カリウム液(1N塩化カリウム液に約N/10水酸化カリウム液を加えてPH7.0に調整したもの)を50ミリリットル加える。(土:純水又は塩化カリウム液=1:2.5とする。)
 - (3) (2)を攪拌振とうした後1時間以上静置し、この上澄み液を測定に用いる。
 - (4) 結果にはPH(H₂O)又はPH(KCl)と付記し、測定条件を明確にする。